

一般社団法人大阪府訪問看護ステーション協会
ブロックの活動及び運営に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人大阪府訪問看護ステーション協会（以下「この法人」という。）が活動の基盤とする大阪府内を複数の地区（以下「ブロック」という。）に区分し、その地区における活動ならびに運営に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(ブロック活動の趣旨)

第2条 ブロック活動は、その区域を単位としてこの法人の会員の組織化と相互交流・研鑽をすすめることにより、身近な地域で活動できる場を作り、そのブロックの実情に即した独自の事業を展開し、地域の訪問看護事業の発展と保健福祉医療の向上に寄与するものとする。

(事業)

第3条 ブロックにおける事業は、この法人の定款第4条に定める事業のうち、身近な地域で展開することが望ましい事業を実施する。

2 ブロック独自に行う事業の他、事務局が主催する研修会等の開催にあつては、その運営に協力するものとする。

(ブロック区分)

第4条 ブロックは、複数の市区町村を単位として、次の11ブロックとする。

- (1) 三島ブロック（茨木市・高槻市・摂津市・三島郡）
- (2) 豊能ブロック（池田市・箕面市・豊中市・吹田市・豊能郡）
- (3) 北河内ブロック（枚方市・寝屋川市・守口市・門真市・大東市・交野市・四條畷市）
- (4) 中河内ブロック（東大阪市・八尾市・柏原市）
- (5) 大阪市北ブロック（北区・淀川区・東淀川区・旭区・都島区）
- (6) 大阪市西ブロック（福島区・此花区・西淀川区・西区・港区・大正区）
- (7) 大阪市東ブロック（中央区・浪速区・東成区・天王寺区・生野区・城東区・鶴見区）
- (8) 大阪市南ブロック（阿倍野区・住之江区・住吉区・東住吉区・平野区・西成区）
- (9) 堺ブロック（堺市全域 堺区・中区・北区・東区・西区・南区・美原区）
- (10) 南河内ブロック（松原市・羽曳野市・藤井寺市・富田林市・河内長野市・大阪狭山市・南河内郡）
- (11) 泉南ブロック（和泉市・泉大津市・高石市・岸和田市・貝塚市・泉佐野市・泉南市・阪南市泉北郡・泉南郡）

(所属)

第5条 ブロックに所属する会員は、前条に規定する各区域内に住所を有するこの法人の正会員(訪問看護ステーション(サテライトを含む)、訪問看護事業所及び個人)とする。

(ブロック役員)

第6条 ブロックには次の役員を置くものとする。

- (1) ブロック長 1名
- (2) 副ブロック長 1名
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 学術研修委員 1名
- (6) 広報委員 1名
- (7) 特別委員 若干名

2. ブロック長はブロックの運営と業務を掌握し、職務を行う。
3. 副ブロック長はブロック長を補佐する。
4. 書記は会務の議事を取り、会報等の作成と報告を行う。
5. 会計はブロック内の事業会計を適切に行う。
6. 学術研修委員は研修・勉強会等の執行にあたる。
7. 広報委員は組織強化に努める。
8. ブロック役員の変更は、ブロック役員会の承認を得なければならない。

(ブロック役員を選出)

第7条 ブロック役員はブロックに所属する正会員の中から選出する。

(ブロック役員任期)

第8条 ブロック役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

2. 補欠により就任したブロック役員任期は前任者の残任期間とする。
3. ブロック役員は任期満了の場合においても、後任者が就任するまではなおその職務を行う。

(ブロック役員会)

第9条 ブロック役員会は全てのブロック役員で構成し、次の事項を審議する。

- (1) ブロックの予算
- (2) ブロックの決算
- (3) ブロック役員を選出

(4) この法人の事業への運営協力に関すること

(5) その他ブロック活動運営に関すること

2. ブロック役員会は、毎年2回以上開催する。
3. ブロック役員会は、ブロック長が必要と認めたときに開催する。
4. ブロック役員会の議長は、ブロック長がこれに当たる。

(理事会への報告義務)

第10条 前条第1項第1号から第2号については、ブロック長がこの法人の理事会に提出し承認を得るものとし、第3号については、この法人の理事会に報告するものとする。

(ブロック活動費)

第11条 この法人より、ブロック活動費を支給する。

(改廃)

第12条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附則

1. この規程は、平成29年5月25日から施行する。